

参議院広島県選出議員再選挙

投票・開票

4月25日(日)

問い合わせ

廿日市市選挙管理委員会事務局 ☎9228
 佐伯支所 (選挙担当) ☎1112
 吉和支所 (選挙担当) ☎2112
 大野支所 (選挙担当) ☎2005
 宮島支所 (選挙担当) ☎42000

きじつぜん 期日前投票

を利用してください

※土曜日、日曜日にも投票できます

- ◆廿日市市役所7階
期 間 4月9日(金)～24日(土) 8時30分～20時
- ◆佐伯支所・吉和支所・大野支所・宮島支所
期 間 4月17日(土)～24日(土) 8時30分～20時
- ◆ゆめタウン廿日市2階廿日市民ホール
期 間 4月17日(土)～24日(土) 10時～20時

投票日に仕事や旅行、病気、用事などで投票に行けない人は、事前に期日前投票ができます。

期日前投票をするときは、「期日前投票宣誓書」への記入が必要です。期日前投票所で指定の用紙に記入することもできますが、選挙のお知らせはがき裏面の「期日前投票宣誓書」にあらかじめ必要事項を記入しておく、投票の受け付けが早く済みます。

※現在の新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況は、期日前投票を行うことができる事由となります。宣誓書にある期日前投票の事由は「天災又は悪天候により投票所に到達することが困難」を選択してください

■ 記載例 (はがきの裏面)

期日前投票宣誓書

私は、令和3年4月25日執行の参議院広島県選出議員再選挙の当日、次の事由に該当する見込みですので、期日前投票をしたく、以下の記載が真実であることを誓います。 令和3年〇月〇〇日

氏名	廿日市 花子	該当する□に✓を記入してください。
生年月日	明・大・昭・令 3年4月1日	<input checked="" type="checkbox"/> 仕事、学業、冠婚葬祭などに従事
住所	※表面に記載の住所と同じ場合は記入不要	<input type="checkbox"/> 上記以外の用事又は事故のため、他の市区町村又は投票区域外に外出、旅行、滞在
		<input type="checkbox"/> 病気、負傷、出産、身体障害などのため歩行困難
		<input type="checkbox"/> 住所移転のため、他の市区町村に居住
		<input type="checkbox"/> 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

※「期日前投票宣誓書」には、氏名・生年月日のほか、選挙当日に投票できない事由で該当するものにチェックを入れてください

投票所における新型コロナウイルス感染症対策

投票管理者や投票立会人、投票事務従事者は、マスクまたはフェイスシールドを着用します。

また、アルコール消毒液・飛沫防止用パーティションの設置、筆記用具・記載台などの定期的な消毒、使い捨て鉛筆の用意、定期的な換気などの感染症対策を行います。

皆さんへのお願い

来場の際は、マスクの着用や咳エチケット、周囲の人との距離を保つなど、感染症対策の徹底をお願いします。

その他

鉛筆またはシャープペンシルを持参して使用できます。

※ボールペンは投票用紙の性質上インクがにじむ可能性がありますので、推奨しません

投票できる人

年齢など 平成15年4月26日以前に生まれ、日本国籍を有する人

住所 令和3年1月7日以前に本市に転入の届け出をし、引き続き市内に住んでいる人

令和3年1月8日以降に広島県内の他の市区町から本市に転入の届け出をした人

転入前の市区町の選挙人名簿に登録されている人は、原則、名簿登録地での投票となります。各名簿登録地の市区町の選挙管理委員会に問い合わせてください。

投票時間

7時～20時
 ※後畑集会所・下川上集会所・

平谷集会所・所山集会所は7時～17時

※浅原中央活性化センター(浅原市民センター)・栗栖集会所・吉和第二集会所・吉和福祉センター・松ヶ原こども館・旧中西集会所・旧西連集会所・宮島まちづくり交流センター(杉之浦)は7時～19時

選挙のお知らせはがき(入場券)

選挙権がある人に、投票の日時・場所などを記載した「選挙のお知らせはがき」を4月8日(木)ごろ郵送します。記載事項を確かめ、投票の際に本人が持つて来てください。はがきが届かない場合や無くした場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます

で、投票所で申し出てください。※郵便事情などで、同じ世帯や地域でも届く日が前後する場合があります

点字投票・代理投票

目が不自由な人は、点字投票ができます。手が不自由などのため、自分で字が書けない人は、代理投票ができます。投票所の職員に申し出てください。

不在者投票

●指定病院などでの不在者投票 不在者投票ができる指定を受けた病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、その病院などで不在者投票ができます。病院などの職員に申し出てください。

●滞在先での不在者投票

選挙期間中、出張などで市外に滞在先の場合、廿日市市選挙管理委員会から投票用紙を取り寄せて、滞在先の選挙管理委員会に投票できます。日数が掛かるので、早めに手続きをしてください。

●郵便などによる自宅での不在者投票(郵便投票)

法で定める重度の障がいなどがある人は、廿日市市選挙管理委員会から投票用紙を取り寄せて、郵便などで自宅から投票できます。

投票用紙の請求期限 4月21日(木)

※投票用紙の請求には「郵便等投票証明書」が必要です。「郵便等投票証明書」の申請は、常時受け付けていますので、早めに選挙管理委員会です。手続きをしてください

投票用紙は1種類

今回の選挙の投票用紙は、参議院広島県選出議員再選挙の1種類です。比例代表選出議員選挙の投票はありません。

選挙公報

投票所

投票は、市内51カ所の投票所で行われます。郵送される「選挙のお知らせはがき」に、自分が行く投票所が記載されていますので、確認してください。

※投票日当日(4月25日(日))は、この投票所以外では投票できません
 3月30日以降に市内での転居の届け出をした人は、転居前の住所地で投票することになります。

開票

とき 4月25日(日)21時10分
 ところ 阿品台東小学校体育館
 市ホームページにも選挙に関する情報を掲載しています。